

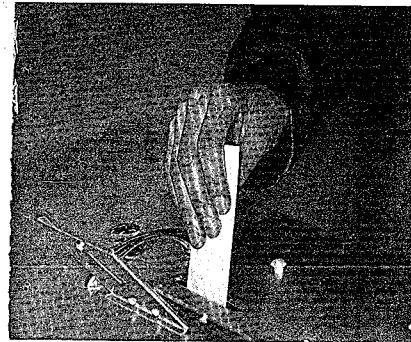
投票所とその区域

(しっかり確認しておきましょう)

投票区	対象区域	投票所
第1投票区	本町2丁目1区、本町3丁目1区、本町3丁目3区	第一保育所遊戲室
第2投票区	本町3丁目2区、本町4丁目1区、本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戲室
第3投票区	新町1丁目、新町2丁目、新町3丁目 日宝町	東保育所遊戲室
第4投票区	北上1丁目、北上2丁目、北上3丁目 北上新田、さつき野町、北潟	北上公会堂
第5投票区	山谷町1丁目、山谷町2丁目、山谷町3丁目	山谷公会堂
第6投票区	新栄町、緑町	心身障害者福祉センター作業 田家氏子会館
第7投票区	田家1丁目、田家2丁目、田家3丁目 吉岡町	田家氏子会館
第8投票区	草水町1丁目、草水町2丁目、草水町3丁目	草水公会堂
第9投票区	柄木目、飯柳、滝谷町	柄木目公会堂
第10投票区	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落開発センター
第11投票区	満願寺、七日町、大蔵	満日小学校2年生教室
第12投票区	川口、結、福島、田島、荻島1丁目A	結幼稚園遊戲室
第13投票区	車場1丁目B、車場2丁目B、荻島1丁目B、荻島2丁目、荻島3丁目、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目	荻川保育所遊戲室
第14投票区	市之瀬、覚路津、長割	市之瀬小学校多目的教室
第15投票区	三枚潟、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
第16投票区	川根、浦興野、出戸、四ツ興野、子成場 蕨曾根	小合小学校集会室
第17投票区	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
第18投票区	小戸上組、小戸下組、栗宮	小合東小学校ランチルーム
第19投票区	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
第20投票区	中村、程島	林照寺保育園保育室
第21投票区	東島、西島	東島氏子会館
第22投票区	朝日、削町	金津保育所遊戲室
第23投票区	古津、西古津、蒲ヶ沢	古津公会場
第24投票区	金津、塙谷	金津公会堂
第25投票区	小口	小口公会堂
第26投票区	大閑、岡田	大閑集落農事集会所
第27投票区	下新、市新、金星、新郷屋	新閑中央保育所遊戲室
第28投票区	六郷、堤	六郷公会堂
第29投票区	本町1丁目、本町2丁目2区、善道町1丁目、善道町2丁目、下興野町	第二保育所遊戲室
第30投票区	古田、天神	古田保育所遊戲室
第31投票区	秋葉1丁目、秋葉2丁目、秋葉3丁目	秋葉町内会館
第32投票区	金沢町1丁目、金沢町2丁目、金沢町3丁目、金沢町4丁目	第二小学校音楽教室
第33投票区	新金沢町、東町1丁目、東町2丁目、 東町3丁目	新金沢保育所遊戲室
第34投票区	南町1区、南町2区、山谷南	さくら保育園遊戲室
第35投票区	美幸町1丁目、美幸町2丁目、美幸町3丁目	美幸町会館
第36投票区	こがね町、荻野町、車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目、車場4丁目 車場5丁目、中野4丁目、中野5丁目	荻川地区ふれあいセンター 機能訓練室

Q 郵便による不在者投票ができる人

障害の範囲	障害の程度
●身体障害者手帳をお持ちの人	<p>両下肢障害 体幹障害 移動機能障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害</p> <p>1級もしくは 2級 1級もしくは 3級</p>
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人
●癌患者手帳をお持ちの人	<p>両下肢障害 体幹の障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害</p> <p>特別項症から 第2項症 特別項症から 第3項症</p>
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人



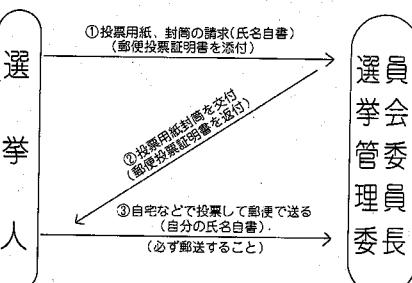
投票する人

新津市に住所がある日本国民で、次の条件に該当していることが必要です。

・年齢が投票日当日、20歳以上であること（昭和50年7月24日以前に生まれた人）

・基準日（7月5日）前3か月

⑥ 郵便による不在者投票の投票方法



郵便による不在者投票

選挙権のある人で身体に重きの障害があるて、選挙の当日投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることができます。

□郵便による不在者投票ができる人

上の表に該当する人で、選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」を持つている人です。郵便による不在者投票ができると思われる人は、早めに市選舉管理委員会へお問い合わせください。

なお、すでに「郵便投票証明書」

書」の交付を受けている人で、交付の日から四年以上経過した人は、新たに申請が必要です。

□投票の方法

上の図のとおりです。郵便による不在者投票は、投票日の四日前（七月十九日）までに「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙の請求をしなければなりません。この請求は、選舉期日の公示前でもできます。

選舉の問い合わせ

7月23日(日)は 参議院議員通常選挙

◆投票(市内36か所) 午前7時～午後6時

◆開票(市民会館大ホール) 午後7時30分から

投票の順序と方法

投票の順序は、選挙区選挙が先で、比例代表選挙が後になります。

受

↓
の付
支選
紙選
用区
拳選
投票

選挙区選挙

↓
選挙区選挙の
投票箱へ投票
↓
比例代表選挙の
投票用紙交付

比例代表選挙

↓
比例代表選挙の
投票箱へ投票